

文部科学省

令和4年度児童生徒性暴力防止推進事業

研修動画③-2

児童生徒への性加害に どう対応するか －子供からのSOSを受けたら・・・

千葉大学大学院社会科学研究院教授

後藤 弘子

子供からのSOSに対応しましょう



子供への対応

子供の訴えを否定してはいけません。子供を訴えを軽く考えてはいけません。

- ✓ 性暴力の場合、口止めをされていたり、恥ずかしいとされていて、口にするのは簡単ではないことを理解しましょう。
- ✓ 子供たちは自分が悪いと思っています。まず、「話してくれてありがとう」「心配なくていい」と声掛けをしましょう

子供に根掘り葉掘り聞いてはいけません。無理やり話しをさせてはいけません。

- ✓ 子供が話しをすることが可能な範囲で**「誰が、何を」だけ聞きましょう**。不用意な発言は子供の2次被害に繋がる可能性もあります。
- ✓ 児童生徒性暴力等の多くは犯罪として評価も可能な行為です。最初に聞きすぎることによって「記憶の汚染」がされると刑事裁判で問題とされることもあります。二次被害を防ぐためにも、**「聞きすぎ」に注意が必要**です。
- ✓ **細かい点についての子供への聞き取りは、可能ならば児童相談所などの専門家に任せましょう。**

参考: 文部科学省 / nextchannel 「事実調査のための面接ー司法面接を参考にー」
<https://www.youtube.com/watch?v=TYZ9u05ux2M>

子供への対応



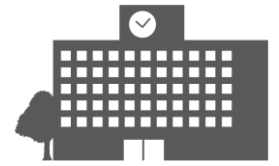
他の子供にも目を向けましょう

- ✓ **一人の子供からの訴えがあったら、一人以上の被害者がいると覚悟**しましょう。
- ✓ 子供たちを注意深く観察して、ほかの被害者の発見にも務めましょう。

子供が被害を言い出しやすい雰囲気を作りましょう

- ✓ 子供が被害を訴えるのは簡単なことではありません、大変な勇気や決意が必要なことです。
- ✓ 子供が被害を言い出しやすい、**学校が助けてくれると思える雰囲気づくり**に努めましょう。
- ✓ 性暴力にならなくても、子供にとって心理的安全性が損なわれる場合は、被害として適切に対応しましょう。
- ✓ 前もって**学校内で雰囲気づくりについて話し合い**、試行・実行することが重要です。

加害教育職員等への対応



いつもと違う、はっきりと言語化できない違和感でも、自分の感性を信じましょう

- ✓ 「あれ？」「何か引っかかる」と思ったら、児童生徒性暴力対応責任者に**相談しましょう**
- ✓ 「まさかあの先生が！？」はあなたが勝手に描いている**幻想**かもしれません。「教育力ある先生」が「加害者」になっている事例も多くあります。

加害者である教育職員等に直接確かめてはいけません

- ✓ 「まさかそんなわけない」と信じたいたあなたが、自分を安心させるために聞いてはいませんか？
- ✓ 性暴力の加害について直接聞かれて、**認める人はいない**でしょう。「**加害者**」が**性暴力を否定しても、それだけで性暴力の事実がないとは評価しない**ようにしましょう。
- ✓ 教員は権力があることから、自分の都合のよいように事態を解釈してしまう可能性にも留意しましょう。
- ✓ 可能な範囲で、違和感が自分だけのものか、周囲の教員が目撃していないか等を情報を集めましょう。

加害教育職員等への対応



「加害者」はまず子供たちから分離しましょう

- ✓ 「加害者」は**疑いの段階で、まず子供たちから分離**しましょう。
- ✓ 「加害者」への聞き取りは、**教育委員会や第三者委員会などで行うことが望ましく**、普段からよく知る教員間で対応するのは避けましょう。

被害者である子供の意思を尊重した対応をしましょう

- ✓ 子供や保護者の意思を尊重した上で、警察への告発等を躊躇しないことも、安心安全な学校を作るためには必要です。

性暴力が起きてしまったら

性暴力被害者支援を適切に行いましょう

- ✓ 性暴力被害者は多くの場合、被害の場所である学校に通い続けることとなります。
- ✓ また、ほかの被害者が発見されないままになることもあります。
- ✓ 被害者への心理的ケアができる体制を整備して、必要な支援を行いましょう。
なお、その支援は、被害者が成人になるまで続けるという覚悟が必要です。
- ✓ 被害児童生徒が特定されることを避けながら、潜在的被害者も含めて、被害者の回復の支援を行うには、かなりのスキルが必要です。
- ✓ スクールカウンセラーや、性暴力被害支援センター、児童相談所の支援を求める体制を整備しておきましょう。

おわりに

性暴力被害者を生まないために



- 「教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものである」（法1条）ことから**予防が重要**です。
- 同僚教育職員等（加害者）の言動に気を付けましょう。
 - たとえば、子供たちと身体的距離が近い、どちらかの性別の子供だけをかawaiiがる、ジェンダー差別発言を行うなど、**「予兆」**に気を付けましょう。
- 発見した場合の適切な対応も2次被害の予防には不可欠です。

安心安全な学校を作る



- 性暴力にあった子供たちは
学校生活が「楽しくなかった」「思い出したくない」と言います。
- 子供たちの安心安全を守るのは教職員を含めたすべての大人の
義務です。
- 「ちょっと変じゃない！？」という「違和感」に気付くこと、「違和感」を
大切にすること、そしてその「違和感」を共有し、「違和感」に基づいて、
最悪な事態を予想しながら対応することが重要です。